

公安委員会 説明資料No. 1	「銃砲刀剣類所持等取締法施行規則等の一部を改正する内閣府令案」 等について	令和2年12月24日 長官官房
--------------------	--	--------------------

1 内閣府令の改正

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則等に定める申請書等の様式において、国民や事業者等に、署名や押印を求めないこととする。

また、警備業法施行規則等に定める書類の様式について、様式中の性別欄を削除するなど所要の改正を行うこととする。

2 国家公安委員会規則の改正

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則等に定める申請書等の様式において、国民や事業者等に、署名や押印を求めないこととする。

また、地方警務官の懲戒の取扱に関する規程に定める書類の様式において必要とされている、警察庁の内部手続に係る押印を求めないこととする。

さらに、警備員等の検定等に関する規則等に定める書類の様式について、様式中の性別欄を削除するなど所要の改正を行うこととする。

3 経過措置

上記1・2共に、施行後においても、当分の間は、国民や事業者等が現行の様式を使用することができるよう、経過措置を設けることとする。

4 意見公募手続の実施結果

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止や手続の簡素化の観点から推進してほしい等の242件の意見を十分に考慮し、当初の方針どおり、上記の改正を行うこととする。

5 施行期日

公布の日（令和2年12月28日）

公安委員会 説明資料No. 2	「指定射撃場の指定に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令案」に対する意見の募集について	令和2年12月24日 生活安全局
<p>1 趣旨</p> <p>指定射撃場の指定に関する内閣府令（昭和37年総理府令第46号）を改正するに当たり、その改正案を一般に公表し、意見を募集するもの。</p> <p>2 期間</p> <p>令和2年12月28日（月）から令和3年1月26日（火）までの間</p> <p>3 改正案の概要</p> <p>(1) ライフル射撃場において射撃することができる銃砲の種類を追加</p> <p>ライフル射撃場において射撃することができる銃砲の種類に空気銃を追加することとする。</p> <p>(2) 空気銃射撃場における管理方法の基準の見直し</p> <p>空気銃射撃場にあつては、必要以上に高い圧力による射撃をさせないこととする。</p> <p>(3) 申請書等の提出通数の削減</p> <p>指定射撃場の指定申請書及び記載事項変更届について、提出通数を2通から1通に削減することとする。</p> <p>4 施行期日</p> <p>公布の日</p>		

<p>公安委員会 説明資料No. 3</p>	<p>金融商品の販売等に関する法律施行令等の一部 を改正する政令案に対する意見の募集について</p>	<p>令和2年12月24日 生活安全局</p>
<p>1 概要</p> <p>令和2年6月12日に公布された「金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律」（令和2年法律第50号。以下「改正法」という。）により、「金融サービス仲介業」が創設されるなどした。</p> <p>今般、改正法の施行に向け、下位法令の整備を行うに当たり、意見公募手続を行うもの（金融庁において実施）。</p> <p>2 当庁関係の改正事項（銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部改正）</p> <p>銃砲刀剣類所持等取締法は、猟銃の所持許可の要件として、銃砲刀剣類等を使用して一定の凶悪な罪で政令で定めるもの（以下「対象犯罪」という。）に当たる違法な行為をして10年を経過していないことを定めており、銃砲刀剣類所持等取締法施行令において対象犯罪が列挙されている（第12条第2項）。</p> <p>改正法において、金融サービス仲介業者が契約の締結又は解約に関して行う暴行・脅迫行為に係る罪が設けられたことから、これを対象犯罪に追加する。</p> <p>3 今後の予定</p> <p>意見公募手続：令和3年1月以降 施 行：改正法の施行の日</p>		

1 概要

「規制改革実施計画」（令和2年7月17日閣議決定）において、行政手続における押印規制の抜本的な見直し等が掲げられていること等を踏まえ、別記様式の押印を廃止するなど、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成20年内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第1号）の改正を行うもの。

2 改正案の主な内容

(1) 押印の廃止（別記様式第1号及び第4号）

別記様式第1号及び第4号の押印を廃止するもの

(2) 簡素な顧客管理を行うことが許容される取引に、特定事業者がその子会社等を顧客等として行う取引を追加（第4条第1項及び第3項）

特定事業者がその子会社等を顧客等として行う取引であって、現に当該取引の任に当たっている自然人が委任状を有していること等により当該顧客等のために当該取引の任に当たっていると認められるものについて、簡素な顧客管理を行うことが許容される取引に追加し、取引時確認義務等の対象取引から除外するもの

(3) 災害特例の廃止（附則第6条、第7条及び第8条）

平成30年7月豪雨、北海道胆振東部地震及び令和元年台風19号に係る次の特例について、施行から相当の期間が経過し、適用実績も低調となっていることから、削除するもの

- ・ 寄附金の現金振込みのうち、振込みに係る額が200万円以下のものに限り、取引時確認義務等の対象取引から除外
- ・ 身分証の提示等が困難であると認められる被災者に係る本人特定事項の確認方法について、当分の間、その者からの申告を確認方法として許容

(4) 経過措置

施行後においても、当分の間は、国民や事業者等が現行の様式を使用することができるよう、経過措置を設けることとする。

3 意見公募手続の実施結果

改正案について、令和2年11月7日から令和2年12月13日までの間、意見公募手続を実施したところ、2件の質問・意見が寄せられた。

4 施行期日

公布の日（令和2年12月28日）

1 持続化給付金

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、特に大きな影響を受けている中小法人、個人事業者の事業の継続を支え、再起の糧となる事業全般に広く使える給付金制度。

給付額： 最大で、中小法人に200万円、個人事業者に100万円を支給。

申請受理： 令和2年5月1日～令和3年1月15日。

給付要件： 令和2年1月以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等で前年同月比で事業収入が50%以上減少した月があること。

申請書類： 確定申告書・売上台帳・銀行口座通帳・本人確認書類の写し等。

2 持続化給付金詐欺

○ 内容虚偽の確定申告書、売上台帳等により申請し、不正に受給。

○ 給付規程の暴排条項に反し、暴力団員が身分を秘して申請し不正に受給。

* 多くのケースで、個人事業者を騙った会社員・大学生等が申請。

3 検挙状況

* 捜査中の事件も含め、12月18日時点の検挙状況は以下のとおり。

(1) 検挙件数

212件

(2) 検挙人員

279名（うち逮捕者203名、暴力団員8名含む）

(3) 被害総額

2億1,196万円

(4) 検挙都道府県警察

39都道府県警察

* 相談受理件数

2,813件（47都道府県警察で受理）

4 検挙事例

○ 投資サークル仲間を勧誘し、不正申請の指南役に紹介するなどした元会社員を検挙したもの。

○ 自らが経営する税理士事務所の顧客を勧誘し、不正申請を指南した元税理士らを検挙したもの。

○ SNSを利用して多数の申請者を募り、不正申請を指南した会社役員らを検挙したもの。

○ 虚偽の申請書類を作成し、大学生グループによる不正申請に加担した税務署職員らを検挙したもの。

○ 暴力団組員であることを秘して申請をした組員を検挙したもの。